

2021年2月25日

四国電力株式会社
社長 長井啓介様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

公開質問書 (18)

質問1 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」についての責任の取り方 (1)

2020年9月24日、三井住友信託銀行とみずほ信託銀行は、企業の株主総会の運営代行業務で、株主の行使した議決権の集計に誤りがあったと発表、謝罪しました(新聞各紙2020年9月25日付)。上記「誤り」に関し、私たちは公開質問書(17)で四点について伺いました。2020年11月20日付の当社回答には、「各議案の可決、否決の結果に影響はございません」と言うのみです。私たちが質問した委託先の三井住友信託銀行への具体的な対処は、「集計業務の適正な取り扱いを行うよう強く求めた」というもので、20年間も株主の権利を不当に侵害する「誤り」を放置していた当社経営陣の私たち株主やステークホルダー(利害関係者)への加害責任についてはまったく言及がありません。

さて、再度質問です。当社がこの「事件」に関し、三井住友信託銀行に強く求めたという集計業務の適正な取り扱いとはどのようなものか、具体的にお答え下さい。また、株主やステークホルダー(利害関係者)への加害責任をどのように果たすのかをお答えください。

質問2 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」についての責任の取り方 (2)

当社の経営陣が上記「誤り」に20年間も気づかず、「コーポレートガバナンス(企業統治)の根幹を揺るがす事態」(世耕弘成参議院自民党幹事長)を放置した責任は重大です。にも拘らず、当社は公に謝罪もせず、今後の当社としての善後策の公表もなされていません。私たち株主に対する加害者責任にも頬被りを決め込んでいます

さて、再度質問です。佐伯勇人会長、長井啓介社長以下、役員(過去の役員も含む)はこの責任をどのようにとられるのか。具体的にお答え下さい。

質問3 当社の原子力発電比率が20~22%達成は可能ですか。それは何時か、その方法はどのようなものですか。

当社は何度も「国が掲げる2030年の原子力発電比率20~22%程度という目標の達成は可能である」と主張しています。とはいえ、2010年度は42.6%、2011年度は18.7%、2012年度~2015年度は0%、2016年度は14.9%、2017年度は12.4%、2018年度は11.0%、2019年度は18.2%(『よんでんグループ統合報告書2020』67~68頁より算出)。つまり過去(2010年~2019年)10年間で20%を超えた年は東日本大震災前の2010年度だけ(当時は1号機と2号機も稼働)で、この期間の原子力発電率の平均は11.8%です。2020年度は周知の通り広島高裁仮処分決定(2020年1月17日)と特

定重大事故等対処施設の工事遅延（2021年10月まで）で0%と決まっています。2021年度も10月までは再稼働出来ません。

さて、質問です。2010年から10年間の平均で11.8%であった原子力発電率が、現在の3号機一基の状態でも20%を越えられるとは常識的には考えられません。当社の「原子力発電比率20～22%程度という目標の達成」は可能か、可能と考えるならばその時期と具体的な方法を示して下さい。

質問4 原発の地震対策について

私たちは「公開質問書」や株主総会での事前質問書で過去何度も、当社の地震対策が甘く、活断層や火山活動に対する最新の知見を踏まえていないことを指摘してきました。広島高裁の二度にわたる伊方原発3号機の運転差止め仮処分決定（2017年12月13日、野々上友之裁判長、2020年1月17日、森一岳裁判長）はまさに当社のこのような安全性軽視に警鐘を鳴らしたものと私たちは重く受け止めています。前回の「公開質問書」（17）においても私たちは当社広報誌『伊方発電所の安全対策について』の不可解な記述を具体的に指摘しました。しかし当社回答（2020年11月20日付）は「伊方発電所の安全性が確保されていることについて丁寧な主張・立証を尽くし、1日も早く仮処分決定を取り消ししていただけるよう全力で取り組んでまいります」というのみで、当社と異なる知見を学び、新たな調査を始めようとはしていません。

さて、質問です。長井啓介社長は「異議審においては、新たな証拠なども追加して、当社の主張を丁寧に説明することで、早期の運転再開を実現し、経営基盤の安定化を図ってまいります」（『よんでんグループ統合報告書2020』15頁）、と語っていますが、早期の運転再開を実現し、経営基盤の安定化を図ることができる特効薬のような「新たな証拠」とはどのようなものなのか具体的にご教示下さい。

質問5 伊方発電所3号機の基準地震動策定と地震に対する安全性について

昨年（2020年）12月4日、大阪地方裁判所（森鍵一裁判長）は、関西電力大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可を取り消しました。原発の耐震性に関し、原子力規制委員会の安全審査基準に適合するという判断は誤りだ、と指摘したのです。仮処分を含め司法が原発を停止させるのは8度目ですが、原子力規制委員会が許可した行政処分を取り消すのは初めてです。大阪地裁判決は、「基準地震動の策定に当たって経験式の平均値より大きい方向に乖離する可能性を考慮していない」、「地震規模の数値を上乗せする必要があるかどうかを検討していない」等、「原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がある」というもので、審査の不十分性を的確に指摘しました。原子力規制委員会はすべての原発について同様の審査をしています。したがって、この判決を当社も他人事で済ますわけにはいきません。

さて質問です。

①伊方3号機の設置変更許可取得の際に基準地震動策定に当たっては、経験式が有するばらつきを十分に検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるかないかを検討したと思いますが、この理解で間違いはないか、お答え下さい。

②上記検討の結果として、経験式が有するばらつきを上乗せする必要があったか否か、お答え下

さい。

③上記の結果、経験式が有するばらつきを上乗せする必要があった場合、実際に経験式が有するばらつきを上乗せして現在の基準地震動 650 ガルが得られたのかどうか、お答え下さい。

④大阪地裁設置変更許可取り消し判決が、当社の伊方発電所 3 号機の運転、運用にどのような影響を与えるか、当社の考えをお答え下さい。

質問 6 伊方原発の耐震性及び地震対策について

「公開質問書」(17) に対する当社回答 (2020 年 11 月 20 日付) では、「伊方発電所において想定される同地震 (南海トラフの巨大地震) による最大の揺れは 181 ガルと評価しており、当社の評価は妥当と考えております。なお、当該評価は、伊方発電所の堅い岩盤上のものであり、周辺の軟らかい地盤における揺れは、より大きくなると考えられます」と記されています。

さて、質問です。

①当社が堅い岩盤上の数値として示す 181 ガルは、伊方発電所敷地地表面では何ガルになるのでしょうか、お答え下さい。

②当社が「妥当」と評価するに当たっては、上記数値が得られる客観的な評価手法や数式が存在しているはずですが、それらはどこで閲覧することが出来るのですか、ご教示下さい。

③当社伊方 3 号機の基礎は硬い岩盤を掘り下げた解放基盤上に直結した形で建設されているとのことですが、解放基盤を露出させるために 3 号機のある地盤をどのくらいの深さまで掘り下げたのか標高でお答えください。

質問 7 「発電設備のレジリエンス (復元力、回復力) の高さ」について

「公開質問書」(17) に対する当社の回答 (2020 年 11 月 20 日付) において、「東南海・南海地震が発生した場合」「震源から距離がある瀬戸内側に分散している坂出發電所 (138.5 万 kW)、西条発電所 (40.6 万 kW)、本川発電所 (61.5 万 kW) および伊方発電所 (89 万 kW) につきましては、地震や津波の影響を考慮しましても、運転の継続または停止後の早期の発電再開が可能と想定しています」と記しています。

さて、質問です。伊方発電所、本川発電所、西条発電所はいずれも内閣府が想定している震源域の中にあります。おまけに本川発電所は、伊方発電所の夜間の余剰電力によってポンプを駆動する発電所です。各地の発電所は送電系統が生きていて初めて電力の生産に使えるものです。この点を無視して「発電設備のレジリエンスの高さ」は「維持」出来ません。私たちに理解できるように具体的にご教示下さい。

質問 8 廃棄物の有効利用について

「公開質問書」(17) で私たちは当社の核廃棄物 (MOX 燃料廃棄物を含む) の「有効利用の具体的方法」を訊ねました。しかし当社の回答 (2020 年 11 月 20 日付) は、①低レベルの放射性廃棄物を詰めたドラム缶は日本原燃 (青森県六ヶ所村) の低レベル放射性廃棄物埋設センターへ順次搬出。②使用済 (ウラン) 燃料は再処理工場へ。③使用済 MOX 燃料は「当面の間、発電所の使用済み燃料

貯蔵設備で使用済みウラン燃料と同様に保管した後、適切に搬出することとしております」。そして、④「使用済 MOX 燃料の処理・処分の方策」は「国のエネルギー基本計画において」「関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き研究に取り組みつつ、検討が進められることとされております」というものです。①②③④のいずれの回答も『よんでんグループ統合報告書 2020』で謳っている「循環型社会の形成」、「地域環境保全」とは矛盾しています。それ以上に、国の原子力政策に長年積極的に便乗しておきながら、廃棄物に関しては主語が曖昧な「することとしております」、「進められることとされております」という文言はあまりにも無責任です。

さて、質問です。私たちは国や地方自治体ではなく、当社の生産活動で生まれた核廃棄物（MOX 燃料廃棄物を含む）の有効利用を訊ねているのです。具体的にお答え下さい。もし、考えていないのなら、何故考えていないのか、その理由もお答え下さい。

質問 9 原発の停止中の冷却電源について (1)

『よんでんグループ統合報告書 2020』によれば、原発は「優れた安定供給性と効率性を有し、脱炭素化の実用段階にある長期的に重要なベースロード電源」(28 頁)とされています。安定供給性も効率性も有していないことはこの 10 年間で証明されていますが、「脱炭素化」もはなはだ疑問です。現在、当社の 1 号機、2 号機は廃炉作業に入っています。3 号機は司法判断と特重施設建設の遅延で停止中です。ところが、この三つの原発はまったく発電していないにもかかわらず多くの電力を使用しています。①まず、質問 6 で触れた使用済核燃料（MOX 燃料を含む）の冷却保管。②1 号機と 2 号機の燃料搬出までには 10 年以上の時間が必要ですが、その間冷却を継続しなければなりません。③その後搬出された使用済燃料は再処理工場で 30～50 年間冷却を続けなければなりません。④停止中の 3 号機の中の核燃料（MOX 燃料を含む）も冷却し続けなければなりません。①②③④を見るだけでも大量の電力が必要です。

さて、質問です。当社は①②④に毎年どのくらい電力を消費しているのですか。過去 10 年間の電力量をお答え下さい。

質問 10 原発の停止中の冷却電源について (2)

上記③で記した高レベル放射性廃棄物は搬出後も再処理工場で 30～50 年間冷却しなければなりません。その冷却にも大量の電力が必要です。さらに当社は、「高レベル放射性廃棄物の発生者としての基本的責任を有する立場から、最終処分事業の実施主体である原子力発電環境整備機構 (NUMO) との連携を一層強化しつつ、最終処分事業の理解活動に引き続き取り組んでまいります」(当社 HP) と記しています。

さて、質問です。当社のいう「最終処分事業の理解活動」とは、どのようなものですか。具体的な内容をご教示下さい。併せて、使用済燃料の冷却や処分に大量の電力を使用する原子力発電が何故「脱炭素化の実用段階にある」のか。率直にお答え下さい。

以上、10 の質問について、2021 年 3 月 24 日 (水) までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

771-0117 徳島市川内町鶴島 120-1 事務局代表 本田耕一